

今号の写真:寒干し大根(南会津町田島地区)

近頃は、だいぶ日が長くなり、朝晩の冷え込みも弱まってきました。春の足音が少しずつ大きくなってきているようです。木々の芽吹きを楽しみにしつつ過ごす時間もまた、うれしいものですね。

今号の内容

- トピックス
 - ・南郷トマト50周年記念大会開催!
 - ・4名の新たな農業士が誕生!
 - ・6次化商品求評会開催!
 - ・豊かなむらづくり顕彰事業優秀団体受賞祝賀会開催!
 - ・「あなたの食品表示は大丈夫?」食品表示セミナー開催!
- 農林事務所からのお知らせ
 - ・食品表示に関するお知らせ
 - ・森林の所有者届出制度が4月からスタートします!
- 特集!!南会津 安全・安心だより
 - ・モニタリング調査結果の総括
 - ・加工食品の自主検査の徹底について
 - ・灰の食品加工、及び調理への利用自粛について

平成24年3月12日発行 福島県南会津農林事務所

南会津 のうりんニュース

今号のトピックス

南郷トマト50周年記念大会開催!

平成24年2月7日に、南会津町「さゆり会館」において、南郷トマト50周年記念大会が開催され、南郷トマト生産組合員や関係者約160名が出席しました。

冒頭に主催者を代表し、南郷トマト振興協議会会長である、星安博JA会津みなみ組合長から「生産者の努力、関係各位の支援により、50年の歴史を築いてきた。新たな50年、おれない産地として精進し続ける」と挨拶があり、続いて県知事(代理)などから祝辞がありました。



主催者あいさつ

次に、平成23年度の優良生産者表彰に加え、歴代の生産組合長への功労賞表彰がありました。

その後、南郷トマト50年の経過について、JA会津みなみ西部営農課の星晴博課長より、報告がありました。

記念講演として、元豊島青果取締役の吉野昭重氏により、「黎明期 南郷トマトの変遷からこれからは見えてくる」という演題で行われました。吉野氏は、栽培開始期から南郷トマトを担当し、発展に寄与された方で、当時の話を、熱く話していただきました。最後は「ここで講演できたことは、人生の宝。感謝しています。」と締めくくられました。



記念講演(吉野昭重氏)

南郷トマトは、昭和37年に旧南郷村の14名で栽培が開始されました。雪害、水害など幾多の自然災害を乗り越え、現在、およそ120名の生産者が、33haを作付けし、全国有数の夏秋トマトの産地となっています。

平成19年には地域団体登録商標の認定を受け、全国的なブランドとなっています。

また、後継者や新規参入者も多く、南郷トマトは、今後も南会津の基幹作物として、地域とともに発展し続けることでしょう。

(農業振興普及部)

4名の新たな農業士が誕生！

平成24年2月9日に二本松市岳温泉において、平成23年度福島県農業士認定証交付式が開催されました。

南会津地方では、指導農業士に小野孝さん、湯田浩仁さん、青年農業士に大竹美樹さん、室井崇さんが新たに認定を受けました。



湯田 浩仁さん
〔南会津町
花き等〕



小野 孝さん
〔南会津町
トマト〕



大竹 美樹さん
〔南会津町
花き〕



室井 崇さん
〔南会津町
花き〕

指導農業士とは、優れた農業経営を行い、その農業経営を通じて農村青少年の指導的役割を果たしている知事の認定を受けた方々です。

一方、青年農業士とは、農業経営を実践し、将来、地域農業の推進者になることが見込まれる青年農業者として、知事の認定を受けた方々です。

また、これまで指導農業士として農業振興や後継者育成に活躍されてきた馬場孝法さんが退任され、県指導農業士会長から感謝状が贈られました。

(農業振興普及部)



馬場 孝法さん
〔南会津町
トマト等〕

6次化商品求評会開催！

2月10日に南会津町の御蔵入交流館において、「南会津地方の地域産業6次化商品求評会」を開催しました。これは、地域産業の6次化を推進するため、地域の事業者が製造した、農産物等を活用した加工品を集め、料理や流通、観光関係の専門家や一般消費者、農産物生産者、商工業関係者等に評価を求めることにより商品の改良に資するとともに、参加者相互の交流を目的として開催

しました。全ての参加者を合わせると100名近い人数となり、各専門家からの出展者へのアドバイスや試食を通じた参加者と出展者の意見交換、アンケート調査の実施など、6次化商品の改良に向けた活発なやりとりが行われました。

また当日は、会津大学短期大学部の学生による「南会津地方の新たなイメージ戦略～食用ほおずきのイメージ戦略～」と題した食用ほおずきのデザイン発表も行われ、商品パッケージへの活用について検討が行われました。

6次化商品の開発・改良は、単に食品加工業者の努力のみで成り立つものではなく、生産者や流通販売をはじめとした事業者等の活動、消費者の視点などがあって初めて成り立つものです。

求評会の開催をはじめ、多様な主体の交流を積極的に促しながら、今後とも地域産業の6次化を支援してまいります。(企画部)



専門家による出展者へのアドバイス

豊かなむらづくり顕彰事業 優秀団体受賞祝賀会開催！

たのせふるさとづくり会(南会津町舘岩地区 会長 星利一氏)の「豊かなむらづくり顕彰事業優秀団体表彰受賞祝賀会」が、2月3日に、たのせ集落全12戸及び関係者多数参加のもと開催されました。

今回は、平成22年度福島県豊かなむらづくり顕彰事業において県知事賞を受賞し、平成23年度豊かなむらづくり全国表彰事業に本県代表として推薦され、栄えある農林水産大臣賞を受賞したことによるものです。

はじめに、星会長が受賞あいさつを行い、熊耳南会津農林事務所長からの受賞経過報告

に続き、大宅南会津町長をはじめ、当集落のむらづくりを支援いただいている志村芝浦工業大学准教授等、多数の来賓の方から祝辞をいただきました。

懇親会では、たのせ集落のむらづくりの原動力である女性陣が、前日から仕込みを行い、腕によりをかけた「あんころ餅」や手作りの料理がたくさん並び、参加者は舌を鳴らしていました。



たのせふるさとづくり会 星会長を囲んで
※左から3番目が星会長

また、これまで取り組んできたむらづくりの経過を集落自ら制作した写真入りのパネルで紹介するコーナーが設置されました。

たのせふるさとづくり会の業績をあらためて認識するだけでなく、今後のむらづくりの展望も示されており、今回の受賞を契機に集落がさらに力強さを増しているように見えました。

中山間地域でのむらづくりで輝き続けるたのせ集落に、ますます期待が高まっています。
(農業振興普及部)

「あなたの食品表示は大丈夫？」 食品表示セミナー開催！

2月10日に南会津合同庁舎において食品表示セミナーを開催しました。

食品表示制度は、JAS法のほか食品衛生法や景品表示法など、複数の法律が関係する複雑な制度です

が、食品の持つ品質や原産地などの情報を消費者に伝達する重要な役割があります。

セミナーに参



セミナーの様子

加された方々は、漬物などの表示方法や食品添加物、不当表示の事例などについて熱心に聴講されていました。

企画部では食品表示に関するご相談を承っております。新商品を販売される際には、是非事前にご相談いただきますようお願いいたします。
(企画部)

農林事務所からお知らせ

食品表示に関するお知らせ

食品表示は食品の履歴書です。せっかく魅力のある商品を作っても、表示を適正に行わないと、商品の特徴を理解してもらえないどころか、場合によっては違反品として取り扱われてしまう可能性もあります。事業者の皆様には、今一度商品の表示の点検をお願いします。

なお、原発事故の影響により、県内の一部地域では未だに出荷・摂取制限が指示されている農産物があります。地元で生産された野菜などを販売する際には、消費者により安心して購入いただけるよう、原産地には県名だけでなく町村名まで表示いただきますようお願いいたします。
(企画部)

森林の所有者届出制度が 4月からスタートします！

昨年4月の森林法改正により、平成24年4月以降、森林の土地の所有者となった方は市町村長への事後届出が義務付けられます。

◆届出対象者◆

個人・法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を新たに取得した方は、面積に関わらず届出をしなければなりません。

ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出している方は対象外です。

◆届出期間◆

土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村長に届出をしてください。

※詳しくは、福島県南会津農林事務所森林林業部（電話0241-62-5373）又は市町村の林務担当までお問い合わせください。
(森林林業部)

🌿 モニタリング調査結果の総括

東京電力福島第一原子力発電所事故により、昨年3月21日に原子力災害対策特別措置法に基づき県下全域の原乳及び露地野菜の出荷制限が指示されました。

南会津農林事務所では、町村やJA等と連携して緊急時モニタリング調査を継続して行い、安全性が確認されたことで4月8日に原乳が、5月18日に野菜類の全てが出荷制限解除となりました。

これ以降に、南会津地方で出荷制限となっている農作物はありません。

南会津農林事務所管内では、これまで489点（野菜197点、米・豆・ソバ等95点、果樹22点、原乳96点、きのこ等林産物79点）を調査しました。（本年2月15日現在）

この結果、5月18日以降の調査で暫定規制値超過のものはなく、ほとんどが「検出されず」であったことから、当地方の農産物が安全であることが裏付けられました。

県では農林水産物の安全性確保のため、モニタリング調査を継続中です。

今後とも調査に協力をお願いします。

平成24年4月1日から

は、食品中の放射性物質の新基準値（「一般食品」が100Bq/kg、「乳児用食品」と「牛乳」が50Bq/kg、「飲料水」が10Bq/kg）が適用となります。

新たな基準値への移行に際し、準備期間が必要な食品（米、牛肉、大豆）については半年～9ヶ月間の経過措置期間が設定されます。



測定試料事前調整の様子

🌿 加工食品の自主検査の徹底について

県では、乾燥野菜等の加工食品を加工、出荷する方へ、出荷前の放射性物質の自主検査をお願いしてきたところですが、2月12日に福島市の直売所で販売されていた切干大根から国の暫定規制値を超える放射性セシウムが検出され、当該食品には出荷前の自主検査が行われていないことが判明しました。

今後、同様の事案が発生しないよう、乾燥野菜等の加工食品を販売する直売所等の方々には、自主検査を実施した上で販売いただきますようお願いいたします。

南会津保健福祉事務所では、加工食品の放射性物質検査を無料で実施しております。

◆問い合わせ先◆

南会津保健福祉事務所 生活衛生部 衛生推進課
電話0241-63-0308

🌿 灰の食品加工、及び調理への利用自粛について

福島県を含む17都県で生産された薪、木炭等を燃やした灰の、食品加工、調理への利用自粛について国より要請がありましたので、当面の間、使用しないようお願いします。

また、薪ストーブの灰から、高濃度の放射性セシウムが検出された事例があることから、農地等への散布は控え、各町村から指定された方法により処理いただきますようお願いいたします。

（対象地域）

青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡（17都県）

（企画部・農業振興普及部）

🌿 お問い合わせ先はこちら 🌿

福島県南会津農林事務所 企画部 地域農林企画課
 〒967-0004 福島県南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277-1
 電話 0241-62-5252 FAX 0241-62-5256
 電子メール minamiaizu.nourin@pref.fukushima.jp
 ホームページ <http://www.pref.fukushima.jp/norin-minamiaidu/>
 バックナンバーはこちらから



みなさんのご意見・ご感想をお寄せください。